公調委平成25年(セ)第21号 鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁 定申請事件

裁定

(当事者省略)

主

- 1 被申請人は、申請人aに対し、金44万円を支払え。
- 2 申請人aのその余の裁定申請及び申請人bの本件裁定申請をいずれも棄却 する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

- 1 申請人ら
 - (1) 被申請人は、申請人bに対し、金579万5400円を支払え。
 - (2) 被申請人は、申請人aに対し、金502万5400円を支払え。
- 2 被申請人

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、被申請人が営むドッグスクールの犬の鳴き声等による騒音によって申請人 a (以下「申請人 a 」という。)に不安、不眠、食欲低下などの症状を生じさせ、その結果、転居を余儀なくされたなどと主張して、被申請人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、申請人 b (以下「申請人 b 」という。)において損害金合計 5 7 9 万 5 4 0 0 円、申請人 a において損害金合計 5 0 2 万 5 4 0 0 円の支払を求める事案である。

- 1 前提事実(当事者間に争いがない事実,文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実)
 - (1) 当事者等

ア 申請人ら

申請人らは夫婦であり、昭和55年から申請人b所有に係る神奈川県鎌倉市○○○○●●●●番地●所在の建物(以下「本件建物」という。)に居住していたが、平成23年10月、神奈川県c市所在のマンション(以下「cのマンション」という。)に転居した。

申請人aは,転居後も,本件建物において,申請人bの姉と2週間交替で申請人bの母の介護を行っており,申請人bの母の介護時は本件建物で生活していた。

申請人らは、平成25年3月、上記マンションから本件建物に戻り、同年10月11日、肩書住所地に転居した。

(甲3, 甲28, 甲49, 審問の全趣旨)

イ 被申請人

被申請人は、平成11年4月、本件建物敷地の南側隣地にドッグスクール(以下「被申請人施設」という。)を開校した。被申請人は、被申請人施設において、ペット犬のしつけ、トレーニングを行っているほか、飼い主不在時などの短期間の宿泊預かり、犬のトレーナーの養成を事業として行っている。(争いのない事実)

(2) 本件建物と被申請人施設との位置関係等

本件建物と被申請人施設との位置関係は、おおむね別紙図面1のとおりである(同図面の「b」と記載されている部分が本件建物であり、「d」と記載されている部分が被申請人施設である。なお、被申請人代表者は同図面の本件建物南西側の「e」と記載されている部分に居住している。甲1、甲2、乙4の1、職1)。

2 当事者の主張

(1) 被申請人施設からの騒音の内容・程度

【申請人らの主張】

- ア 被申請人施設開校後しばらくは、被申請人施設の犬の頭数が少なかった ため、申請人らは我慢して生活してきたが、犬の頭数が増えてくるに従い、 犬の鳴き声やトレーナーの声による騒音が大きくなり、また、間断なく続 くようになった。被申請人施設から具体的には以下のような騒音が生じて いる。
 - (ア) 被申請人施設のスタッフが大舎内の犬の元に来るまでの間(明け方から朝7時ころまでの間),主に犬舎から犬の鳴き声が大きく聞こえた。ある1頭の犬の鳴き声に他の犬が呼応・触発されて鳴くことが多く,大合唱のような状態になった。
 - (イ) スタッフがいる時間でも、例えば、夏場の暑さ対策として、午前・昼・午後と犬に水をかけてやっているようであり、このような場合、複数の犬から喜んでいるような鳴き声が聞こえてきた。
 - (ウ) 犬のトレーニング中,トレーナーのかけ声が大きく聞こえることがしばしばあった。犬に指示を出すときや褒めるときの「よしよし」という声が運動場(グラウンド)から響いてきた。
 - (エ) 被申請人施設では、犬のトレーニングだけではなく、トレーナーの指導を行うこともあった。平成24年6月には、トレーナーの研修生と思われる人たちが30人くらい集まっていた。夏場で窓を開けて生活していたため、外の騒音がそのまま聞こえる状態になった。このような状態が土日を除き同年7月末ころまで続いた。
 - (オ) トレーナーは、毎日午後8時15分ころ、犬を犬舎に入れて帰るようであり、その後、犬舎の犬が寂しがって断続的に鳴き始める。
 - (カ) 夜間,申請人らが就寝後も,不規則に大が鳴き始めた。1頭が鳴き続けることもあれば,これに他の犬が応えて複数鳴き始めることも多かった。特に日が昇る時間の前後になると,複数の犬が起き始め,大合唱状態になった。

イ 申請人らは、平成25年1月8日午後4時ころから同月9日午後3時ころまでの間、NPO法人「f」に委託して本件建物における騒音を測定した(以下,この測定を「本件測定」といい、この測定結果を「本件測定結果」という。)。

それによると、同月8日午後4時ころから同月9日午前7時ころにかけて、50dBから70dB程度の騒音が頻繁にあり、そのほとんどが犬の鳴き声であった。最大騒音レベルは、ほぼ一定の値で、午前5時20分以前が約52dBから55dB程度であり、午前6時半以降が62dBから70dBに達していた。

また、上記時間帯以外の昼間でも、60dBを超えている鳴き声が記録されていた。

ウ 申請人aが鎌倉市役所から借りた騒音計によっても、次のとおり測定された。

平成24年8月29日午後8時25分 54から57.9dB

同月30日午前7時15分 60dB

同日午後7時30分 45から55.5dB

同月31日 日中68から70dB(被申請人施設の人の声と犬の鳴き声が混じっていた。午後7時20分及び午後8時25分に54dBから同程度の鳴き声があった。)

同年9月3日 朝57dBから61.4dB, 時々65dBに達した。

午後1時30分 常時58から59dB(65dBや71dBに達することもあった。)

同月5日午前6時45分 55dBから61dB(57dBから59dBでほぼ 安定している。)

同月6日午前6時50分 56dBから63.9dB

エ 以上によれば、申請人らは、おおむね、日中では犬の鳴き声及び人の声

により瞬間的に $60 \, dB$ ないし $70 \, dB$ に達する騒音レベルに、真夜中では $50 \, dB$ から $55 \, dB$ の騒音レベルに、午前5 時以降は多数の犬が起き始めるために $60 \, dB$ から $65 \, dB$ の騒音レベルにさらされていた。

【被申請人の主張】

- ア 申請人らの主張は否認する。被申請人施設においては特に問題となる騒音を発生させていなかった。
- イ 被申請人において所有・飼育している犬や相当期間スクールに通い訓練を受けた犬のみならず、初めてスクールに来た犬であっても、無駄吠えを何時間にもわたって反復継続することは犬の習性上あり得ない。これは群れで暮らす生態を持ち、それがゆえに主従関係・上下関係におのずと敏感であるという生物の習性に由来していることで、飼い犬に対して主導性を発揮できない飼い主のもとで問題行動を引き起こしていた犬であっても、被申請人代表者を始めとする被申請人施設の職員らと、その他の犬たちの間に秩序が成立しており、物理的にも簡素・清潔な環境に放り込まれると、いかなる犬もその秩序におのずと従うものである。

本件測定において録音された犬の鳴き声は、少なくとも被申請人施設から発せられたものではなく、仮に本件建物敷地境界付近で測定されたものであっても、被申請人とは無関係の犬の声と思われる。

- ウ 本件測定においては、被申請人施設内の犬が、申請人ら又は測定者の接近を感じ取り、警戒として吠えた可能性が高い。
- エ 本件測定には近隣の犬の鳴き声も含まれている。
- (2) 被申請人施設からの騒音と申請人 a の健康被害との間の因果関係の有無 【申請人らの主張】
 - ア 申請人 a は、平成19年ころより被申請人施設からの騒音に悩まされ、 以後、平成25年10月に肩書住所地に転居するまでの間、本件建物にい る間中、騒音にさらされてきた。

被申請人施設からの騒音による生活妨害の内容は以下のとおりである。

(ア) 夜間は、犬が吠える声が聞こえると眠れなくなるため、窓を閉め切っていた。換気のための小窓が開いているだけでも犬の鳴き声が直接家に入ってくるので、それすら開けることができなかった。小窓を閉め忘れて就寝したところ、夜中犬が鳴き出し、それから眠れなくなったことも度々あった。

窓を閉めていても音は聞こえており、複数の犬が鳴き始めると、窓越 しでも眠れないほどの声が聞こえてきた。耳栓を試したこともあるが、 異物感があり、壁や床を通じて鳴き声が聞こえてくるため、余り効果が なかった。

- (イ) 申請人 a は、g 会の指導員としてパート勤務しており、通達の改正に伴って勉強するほか、夏に償却方法の変更があったため、会員から寄せられる減価償却計算を電卓で計算する作業をしなければならないことがあった。また、会員の使用しているパソコンソフトも数種類あって、申請人 a が見たこともないソフトを使用している場合には、自身のパソコンにダウンロードして会員に指導していた。不動産の処分や相続に関する質問も年中通して寄せられるため、その都度調べることもあった。このような作業には集中力が求められるが、騒音のため妨げられることが多々あった。
- (ウ) 本件建物にはクーラーがないが、被申請人施設ができる前は、夏場は窓を開けて生活しても静かであって、風通しもよく、快適に生活できる場所であった。しかし、被申請人施設ができてからは、犬の鳴き声のため窓を閉めることを余儀なくされ、本件建物内の温度・湿度が上がることになり、申請人らは、騒音に耐えるか、それとも建物内の環境悪化に耐えるかの二律背反を迫られた。平成21年に入ると犬の鳴き声がひどくなり、一日中聞こえるようになった。

- (エ) 申請人 a は, 騒音のため, 疲れたときに昼寝をすることができず, また, 騒音がするときは, 被申請人代表者に電話で苦情を伝えることしかできないが, 体調を崩して寝込んでしまったときは, 苦情を伝えることもできず, 騒音に耐え続けるしかなかった。そして, 平成24年ころになると, 被申請人代表者は電話にも出なくなった。
- イ 申請人 a が体調不良を明白に自覚するに至ったのは平成21年8月ころからである。申請人 a は、同月ころから不眠に悩まされるようになり、同年12月ころから常時不安感、自宅に帰ることへの拒否感を持つようになった。

さらに、申請人 a は、鎌倉市役所に相談に行った平成 2 2 年 4 月 1 4 日 ころはかなり食欲不振に陥っており、平成 2 3 年 8 月ころには食欲不振と ともに食事をする気力すらない状態となっていた。

申請人 a の症状がピークに達したのは、平成24年6月より被申請人施設で実施された30人クラスの研修による騒音であり、同年7月中旬には転居によりこの状態を免れるほかないと考えるようになり、同年10月31日には医師から適応障害との診断を受けた。申請人aには、他にストレスの原因となる生活上の問題はなく、上記健康被害は、被申請人施設からの騒音によるものである。

【被申請人の主張】

申請人らの主張は否認する。被申請人施設から不眠・食欲低下・不安感を もたらすような騒音は発生していない。

申請人らが指摘する平成25年1月9日午前零時50分からの犬の鳴き声は、背景騒音と比較して大きくない。また、夜間は屋内におり、窓等も締め切っているはずであるから、申請人らに耐えがたい苦痛を与える騒音と評価されるものではない。

(3) 申請人らの受けた騒音被害は社会生活上受忍すべき限度を超えているか

【申請人らの主張】

- ア 本件建物所在地は第2種住居地域に指定されているところ,第2種住居地域における騒音に係る環境基準は,昼間(午前6時から午後10時までの間)が55dB以下であり,夜間(午後10時から翌日の午前6時までの間)が45dB以下とすることを定められている。睡眠障害の検討に当たっては連続的な騒音に比較して,不規則・不安定な騒音の影響が大きいことを考慮すると,環境基準で示された数値を超える騒音を,不規則かつ連続・複数回にわたり発生させることが少なくとも受忍限度を超える騒音となることは明らかである。
- イ 申請人らは、日常的に、昼間の時間は、被申請人施設からの犬の鳴き声及び人の声により瞬間的に60dBないし70dBに達する騒音にさらされていた。夜間は、真夜中で50dBないし55dB、明け方午前5時以降は60dBないし66dBの騒音にさらされ、受忍限度を超えた騒音に日夜さらされていたことが明らかである。

【被申請人の主張】

申請人らの主張は否認する。

(4) 申請人らの損害

【申請人らの主張】

ア 申請人 b の損害

- (ア) 被申請人施設の存在による不動産価格下落分 215万円 申請人 b は、同人所有に係る本件建物及びその敷地について不動産の 査定を依頼したところ、本件建物及びその敷地の価格が被申請人施設の 存在により215万円下落するとの査定を受けている。
- (イ) 避難のために取得したマンションの取得額と売却額との差額270万円の2分の1 135万円

申請人らは、被申請人施設による騒音から避難するため、 c のマンシ

ョンを購入したものの、申請人 b の母親の介護のため、これを手放さざるを得なかった。そのマンションの取得額(3 4 2 0 万円)と売却額(3 1 5 0 万円)の差額が270万円であり、申請人らが2分の1ずつ費用を負担した。したがって、申請人 b の損害額は135万円である。

(ウ) 上記マンションの取得・売却に関する諸費用149万0800円の2 分の1 74万5400円

申請人らは、上記マンションの取得・売却に関する費用として、仲介 手数料105万5200円及び修繕積立基金等43万5600円を2分 の1ずつ負担したから、申請人bの損害額は74万5400円である。

(I) 慰謝料 100万円

申請人 b は、生涯居住するつもりで本件建物及びその敷地を取得し、家族とともに30年以上の長きにわたり生活の本拠地として暮らしてきたが、被申請人施設からの騒音により、配偶者である申請人 a が適応障害となり、その回復のため、マンションを取得し手放したり、最終的には肩書住所地に転居を余儀なくされたものであって、この精神的苦痛を慰謝するに必要な慰謝料は100万円を下らない。

- (才) 弁護士費用 55万円
- (力) 合計 579万5400円
- イ 申請人aの損害
 - (ア) 避難のために取得したマンションの取得額と売却額との差額270万円の2分の1 135万円上記ア(4)と同じ。
 - (イ) 上記マンションの取得・売却に関する諸費用149万0800円の2 分の1 74万5400円 上記ア(ウ)と同じ。
 - (ウ) 転居先の立退料 48万円

申請人らは、転居費用を抑えるため、肩書住所地所在の申請人 a の実家に移ることにしたが、その実家は第三者に賃貸しており、申請人 a は、その立退料 4 8 万円を負担した。

(I) 慰謝料 200万円

申請人 a は,被申請人施設からの騒音により長年にわたり苦しめられ,再三の申入れにかかわらず,騒音等が全く改善されなかったため,適応障害となり,日常生活に支障を生じることになった。この精神的苦痛を慰謝するに必要な慰謝料は200万円を下らない。

- (オ) 弁護士費用 45万円
- (力) 合計 502万5400円

【被申請人の主張】

申請人らの主張は否認する。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前記前提事実,文中掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば,以下の事実が認 められる。

(1) 被申請人施設の概要

ア 犬舎

被申請人施設における犬舎は、別紙図面2記載のとおり、本件建物南側に位置しており、犬舎としては「犬舎①」(別紙図面3の「Dog Room II」を指す。)及び「犬舎②」(別紙図面3の「Dog Room II」を指す。)がある。犬舎①と本件建物との距離は約4mであり、犬舎②と本件建物との距離は約9mである。

大舎①の東側と西側及び大舎②の北側にそれぞれ窓があるが、全て板で 塞いでおり、開閉することができない構造になっている。大舎①の天井及 び壁には防音対策のため吸音板が貼られているが、大舎②はそのような防 音対策がなされていない。大舎①及び大舎②の出入口は、南側にある。

大舎①には13頭、大舎②には14頭まで収容可能である。

被申請人施設には犬舎①、犬舎②のほかに犬舎が一つあり、当該犬舎については、被申請人は平成22年又は平成23年ころ以降犬舎として使用していないが、同犬舎を使用していたころの最大収容頭数は合計50頭ほどであった。

(乙4の2,職1,被申請人代表者本人)

イ 事務所等

大舎の東側にはグラウンド(運動場)があり、さらにその東側に2階建てアパートがある。同アパートの1階の1室は事務所として、2階の1室は講習室として使用されている。

グラウンドでは犬の訓練や食後の運動を行っている。

(乙4 (枝番を含む。), 職1)

ウ 被申請人施設職員の勤務時間等

被申請人施設職員の勤務時間は午前7時から午後7時までである。被申請人施設の職員は、上記イの2階建てアパートに居住している。(被申請人代表者本人)

エ 被申請人施設の事業内容

被申請人は、被申請人施設において、犬を預かって犬のしつけをし、平成23年ころからは犬のトレーナーの養成もするようになった(被申請人代表者本人)。

(2) 本件裁定申請に至る経緯等

ア 申請人らは、申請人 b の母及び申請人らの長男とともに本件建物に居住し、長男は自身の部屋で冷房器具を利用していたが、申請人らは夏でも扇風機以外の冷房器具を使わずに生活していた。また、申請人 a は、平成 9年ころから、g 会に相談員として勤務し、本件建物内において仕事の下調

べをすることもあった。(甲28, 申請人a本人, 審問の全趣旨)

- イ 被申請人は平成11年4月に被申請人施設を開校した。被申請人施設開校当初、申請人aは被申請人施設の犬の臭いが気になり、被申請人代表者に対して、その旨を申し入れた。その後、申請人aは、被申請人施設の臭いや犬の鳴き声は気にならなかった。(前記前提事実(1)イ、甲28、申請人a本人)
- ウ 申請人 a は、平成 1 6 年ころから犬の鳴き声が気になるようになり、そのころから、被申請人代表者に対し、犬の鳴き声がうるさいとの苦情を申し入れるようになった。被申請人代表者は、申請人 a の苦情に応じて対応していた。(甲 2 8、申請人 a 本人、被申請人代表者本人、審問の全趣旨)
- エ 申請人 a は、平成 2 0 年ころ以降、犬の鳴き声が気になるようになり、 平成 2 1 年 8 月ころから犬の鳴き声のために眠れないことがあった。申請 人 a は、上記の犬の鳴き声は被申請人施設から発生しているものであると 考え、同年 8 月 1 7 日以降、事実関係を記録するため日記を書き始めた。 (甲 2 6、甲 2 8、甲 2 9、甲 3 8、申請人 a 本人)
- オ 申請人らは、平成22年8月24日、神奈川県動物保護センターに対し、 被申請人施設の騒音がひどく、午前5時30分ころから犬が鳴き始めて寝 ていられない、昼間は職員の声と犬の鳴き声でひどい騒音である、夜中に 犬が鳴くことがある、エアコンを設置していないので、夏は窓を開けてい て特に気になるなどと苦情を申し入れた。

神奈川県動物保護センター職員は、同年9月3日午後2時30分から午後3時40分までの間、被申請人施設を調査した。同調査時、犬が30頭ほど収容されていたが、犬舎外では犬の鳴き声を確認できず、運動場で鳴いている犬は認められなかった。被申請人施設の職員によると、訓練のため預けられた犬がたまに鳴くことがあるので、そのときは、すばやく犬を職員が引き取って鳴かないように注意しているとのことであった。神奈川

県動物保護センター職員は、被申請人に対し、犬の鳴き声が外部にもれないよう万全を配すること、苦情者の要望を即座に確認することを指導した。 (乙1)

- カ 申請人 b は、難聴のため補聴器を使用していたが、犬の鳴き声等が気になることはなく、犬の鳴き声等を気にしている申請人 a の様子を慮り、申請人 a とともに、平成22年9月27日、1年後である平成23年9月27日に引渡予定のcのマンションを各持分2分の1の割合で購入した(甲12、甲44、甲49、申請人b本人)。
- キ 申請人 a は、平成 2 3 年 8 月 1 1 日、神奈川県動物保護センターに対し、 夜、被申請人施設の犬の鳴き声がうるさく、眠っていても起きてしまい、 その後眠れなくなる、犬は一度鳴き出すと止まらなくなる、今年は夏に 4 回ほどあった、今年 6 月は涼しかったためか割と静かだった、被申請人施 設の職員に聞いたところ、現在は犬が 6 0 頭いてその日は二人で世話をし ていたと言う、犬の保育園と称して父兄が集まって騒いでいることもある などと苦情を申し入れた。

この苦情に関する神奈川県動物保護センターによる被申請人施設に対する調査指導記録は残っておらず、どのような調査が実施されたのかは明らかではない。

(乙1)

- ク 申請人aは、犬の鳴き声のため、本件建物において、g会の作業を集中 してすることができなかった(甲28)。
- ケ 申請人ら及び申請人の長男は、平成23年10月、cのマンションに転 居した。

申請人 a と申請人 b の姉が申請人 b の母を 2 週間交替で介護することとなっており、上記マンションで申請人 b の母も生活することは困難であったため、申請人 a は、上記マンションに転居後、おおむね 2 週間ごとに申

請人 b の母の介護のため本件建物において生活していた。 (前記前提事実(1)ア, 甲28, 甲49, 申請人 a 本人)

コ 申請人 a は、平成 2 4年 7月 5 日、神奈川県動物保護センターに対し、 犬の鳴き声が一日中うるさい、午前 5 時ころから鳴き出す、被申請人施設 に通う飼い主も大きな声をあげるので、迷惑している、防音対策をしてい る部屋もあるが、その中の犬の鳴き声も長時間に及ぶと気になってしまう、 何度か被申請人施設に迷惑している旨を伝えたが、そのときは一時的に静 かになるが、また元に戻ってしまうなどと苦情を申し入れた。

神奈川県動物保護センター職員は、同月13日午後2時30分から午後3時までの間、被申請人施設を調査した。同調査時、訓練中の犬が犬舎外に6、7頭いたが、気になるような鳴き声は確認できなかった。被申請人施設の職員によると、月曜日から金曜日の午後1時から午後4時までの間、職業訓練を受けている者約30人に対して犬のしつけ方のトレーニングをしているとのことであった。神奈川県動物保護センター職員は、被申請人に対し、近隣住民から犬の鳴き声や人の声による苦情がある旨を伝えるとともに、鳴き声をコントロールすることも被申請人施設での大事な訓練であると思われるので、実践して近隣に迷惑がかからないように留意することを指導した。

(甲28, 乙1)

- サ 申請人 a は、平成 2 4 年 7 月 1 1 日午後 8 時 3 5 分ころ、被申請人施設 から犬の鳴き声がしているものと認識し、被申請人代表者に対して電話で 犬の鳴き声に対する対処を依頼したところ、被申請人代表者は、お宅だけ がそういうことを言う、電話をかけてくるな等と答えた(甲 2 7、甲 2 8、甲 2 9、申請人 a 本人、被申請人代表者本人)。
- シ 申請人 a は、平成 2 4 年 7 月 1 8 日、不安、不眠、食欲低下等を訴え、 精神科医を受診した。

申請人 a は、適応障害と診断され、ジプレキサ及びデパスを処方され、 その後も通院を続けた。申請人 a は、医師に対し、前記サの被申請人代表 者とのやりとりや、犬の声が聞こえるとイライラする等申告した。

(甲5、甲8、甲28、甲46)

- ス 平成24年12月以降,申請人bの姉夫婦は申請人bの母を引き取った (甲49)。
- セ 申請人らは、平成25年2月23日、cのマンションを売却し(引渡日 同年3月29日)、同年3月、上記マンションから本件建物に戻った。

申請人らは、同年4月ころ、被申請人に対し、弁護士を通じて対処を求める書面を送付した後、それ以前と比較して騒音が若干静かになったと感じた。

(甲12, 甲28, 甲45, 申請人b本人, 審問の全趣旨)

- ソ 申請人らは,平成25年10月11日,肩書住所地に転居した(前記前 提事実(1)ア)。
- タ 申請人 b の母は、申請人 b と同様、難聴であり、被申請人施設の犬の鳴き声等が気になることはなかった。また、申請人らの長男も被申請人施設の犬の鳴き声等を気にしている様子はなかった。申請人 a は、毎年10月から翌年2月ころは本件建物の窓を閉めることができたので、割合、犬の鳴き声による辛さを感じなかった。申請人 a は、犬の鳴き声がうるさいため、夏も本件建物の窓を閉めていたが、扇風機以外の冷房器具を利用しなかった。(甲46、申請人 a 本人、職1、審問の全趣旨)
- チ 申請人らが肩書住所地に転居した後、申請人 b は、犬の鳴き声がうるさい旨説明をした上で本件建物を他に賃貸している。申請人 b は、その賃借人から被申請人施設がうるさくて困るとの話を聞いていないが、その賃借人の知人が本件建物に泊まった際、朝うるさかった旨話していたと聞いた。(申請人 b 本人)

- (3) 被申請人は、平成27年2月10日、別紙図面1の「h宅」と記載された 家の犬が吠えた場合の本件建物敷地と被申請人施設との敷地境界線付近の音 とともに録画した(乙10の10、乙11、審問の全趣旨)。
- (4) 被申請人は、平成27年2月12日午前零時ころから同日午前7時40分 ころまで本件建物敷地と被申請人施設との敷地境界線付近の音を録音した。 その結果、犬の鳴き声による騒音はなかった。上記期間中、被申請人施設の 犬舎①及び犬舎②には、それぞれ16頭及び9頭の犬がいた。

また、被申請人は、平成27年2月13日、被申請人施設の犬舎内において犬を故意に吠えさせ、本件建物敷地と被申請人施設との敷地境界線付近の音とともに録画した。被申請人施設の犬の鳴き声は、犬舎の戸を開けた状態で犬の鳴き声が聞こえる程度であり、犬舎の戸を閉めた状態で犬の鳴き声が籠もって聞こえる程度だった。

($Z1001 \cdot 4$ ないし9・11ないし15, Z13, Z14, Z16, Z17, 審問の全趣旨)

- (5) 被申請人施設を訪問する新聞配達員2名,i 配達員2名,j 配達員4名は,被申請人のアンケートに対し,被申請人施設の敷地内に立ち入った際,犬が吠えていたことはない,静かで犬がいるとは思わなかった,犬の鳴き声はしたが気にならなかった等回答した(乙15(枝番を含む。))。
- (6) 騒音の規制基準

神奈川県生活環境の保全等に関する条例による本件建物及び被申請人施設所在地域の騒音の規制基準は、次のとおりである(騒音の大きさの決定方法として、①騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合はその指示値、②騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値、③騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値、④騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の

最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90パーセントレンジ の上端の数値が挙げられている。以下「本件規制基準」という。)。

- ①午後11時から午前6時まで 45dB
- ②午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後11時まで 50dB
- ③午前8時から午後6時まで 55dB

(甲32,職2)

- 2 被申請人施設からの騒音の内容・程度について
 - (1) 申請人 a は、平成 1 6年ころに被申請人に対し被申請人施設の犬の鳴き声がうるさいとの苦情を申し入れ(前記認定事実(2)ウ)、平成 2 0年ころ以降犬の鳴き声が気になるようになり、平成 2 1年8月ころから犬の鳴き声がうるさくて眠れないことがあり、その犬の鳴き声が被申請人施設から発生していたと考え、平成 2 1年8月17日以降、事実関係を記録するため日記を書き始め(前記認定事実(2)エ)、平成 2 2年8月、平成 2 3年8月及び平成 2 4年7月にそれぞれ神奈川県動物保護センターに対して被申請人施設の犬の鳴き声についての苦情を訴え(同オ、キ、コ)、平成 2 4年7月には被申請人代表者に対しても同様の苦情を訴え(同サ)、受診した医師に対しても同様の内容を申告していたというのであり(同シ)、申請人 a が虚偽の申告をする意図でこれらの申入れや申告をしたことをうかがわせる事情もない。そして、犬舎①と本件建物との距離は約 4 mであり、犬舎②と本件建物との距離は約 9 mであり(前記認定事実(1)ア)、その距離や位置関係からして、申請人 a が被申請人施設の犬の鳴き声とその他の近隣の犬の鳴き声を誤認するとは考えにくい。

また、申請人 a は、平成 2 1 年 8 月 1 7 日以降、事実関係を記録するため 日記を書き始めており、その抜粋とされる各証拠(甲 2 6、甲 2 7、甲 2 8 の別紙、甲 2 9、甲 3 8)によれば、早朝の犬の鳴き声について記載がある のは、平成 2 1 年 8 月が合計 2 日、同年 1 1 月 2 6 日から同年 1 2 月 4 日ま では不在であったときを除いた各日,平成22年3月10日から同月19日まで各日,同年4月が合計4日,平成23年3月20日から同月22日までは各日,同年8月が1日, cのマンションに転居し,申請人bの姉とおおむね2週間交替で本件建物において生活するようになった後は,平成24年5月が1日,同年7月が合計6日,同年8月が合計2日,同年9月が合計4日である。

以上によれば、被申請人施設において、遅くとも平成21年8月ころ以降、午前5時ころから午前8時ころには多数の犬が断続的に鳴くことがあり、日中は犬の訓練等のため犬の鳴き声や犬に対するかけ声等が聞こえることが多く、また、午後8時ころ以降も犬が鳴くこともあり、そのため、申請人aは睡眠から目を覚まし、そのまま朝まで眠ることができないということもあったほか、度々神奈川県動物保護センターに対して苦情を申し入れたり被申請人側に対して対処を求めたと認められる。

(2) 次に、被申請人施設からの音の大きさについて検討する。

ア 本件測定について

申請人らは、NPO法人「f」に依頼し、平成25年1月8日午後4時ころから同月9日午後3時ころまでの間、本件建物敷地内の被申請人施設との敷地側境界線付近(別紙図面2の@。以下「本件敷地境界線付近」という。)の音の大きさを測定し、また、ボイスレコーダーを用いて、申請人bの母が使用していた2階寝室の南側ベランダ(別紙図面2の®)において録音した旨主張し、その証拠(甲9、甲10、甲18、甲20、甲21、甲24)を提出するので、これらについて検討する。

(ア) 測定場所について

証拠(甲9,職1,申請人a本人)によれば,騒音計による音の大き さの測定場所は本件敷地境界線付近であり,ボイスレコーダーによる録 音場所は申請人bの母が使用していた2階寝室の南側ベランダ(別紙図 面2の®)であると認められる。被申請人の平成27年9月14日の実験により、新聞配達のバイクの音や郵便受けの蓋の開閉音が本件建物の敷地内においても相当明瞭に聞こえることが判明したというのであるから、上記認定を覆すに足りる証拠はない。

(イ) 測定対象について

当委員会が選任した倉片憲治専門委員は、①本件測定において平成2 5年1月9日午前1時56分,同日午前2時19分,同日午前3時23 分に録音された犬の鳴き声は残響が短く, 背景騒音(暗騒音)に比べて 音量が大きいことから、録音地点から近い場所であったと考えられるこ と、②本件測定における同日午前3時27分ころ、同日午前3時50分 ころ,同日午前6時33分ころ,同日午前6時58分ころ,同日午前7 時02分ころにそれぞれ録音された犬の鳴き声の周波数が、被申請人提 出の乙10号証の7 (大舎の扉を閉めた状態で被申請人施設の大舎裏に おいて音声とともに録画したもの)又は乙10号証の14 (犬舎の扉を 開けた状態で被申請人施設の犬舎裏において音声とともに録画したも の)の犬の鳴き声の周波数と共通性があり,本件測定において録音され た上記犬の鳴き声は被申請人施設の犬舎内の犬の鳴き声を録音したと考 えられること,③本件建物の近隣において複数の犬がまとまって飼われ ているのは被申請人施設のみであることを指摘し、近隣の犬の鳴き声が 全く混ざっていなかったとは断定できないものの,本件測定において録 音された甲18号証の犬の鳴き声の多くは被申請人施設からのものであ ると結論づけるのが妥当である旨の意見書(職2)を提出しており、上 記専門委員の意見は、音圧減衰周波数特性等に照らし、合理的である。

(ウ) 被申請人施設以外からの音について

本件測定において、被申請人施設以外からの音として、日中から夜間 にかけて航空機騒音、自動車騒音、緊急車両のサイレン、カラスの鳴き 声等が録音されている。

本件測定における暗騒音は、平成25年1月8日午後11時ころから翌同月9日午前6時ころまでが30dB前後であり、それ以外の時間帯は40dB前後であり、生活環境としては比較的静かであったと認められる。(甲9、甲10、甲18、甲21、職2)

(エ) 被申請人の主張等について

被申請人は、無駄吠えを何時間にもわたって反復継続することは犬の習性上あり得ない旨主張する。しかし、他方で、被申請人代表者は、その本人尋問で、本件測定において録音されたとされる犬の鳴き声が警告音である旨供述するほか、被申請人施設において預かった犬が順応するのに1、2日間を要する旨供述しているから、本件測定において録音された犬の鳴き声が体力的に又は犬の習性上あり得ないとまでは認められない。

また、被申請人は、本件測定においては、被申請人施設内の犬が申請人ら又は測定者の接近を感じ取り、警戒として吠えた可能性が高いなどと主張して犬の鳴き声の原因を問題視し、本件測定において録音された犬の鳴き声の前後に異音があった旨指摘する。証拠(甲18、乙20、乙30)によれば、犬の鳴き声の前後に一定の異音があったことが認められるが、これらの異音が、申請人ら側の何らかの作為によるものであることをうかがわせる具体的な証拠はなく、申請人aは平成21年以降被申請人や神奈川県動物保護センターに対して被申請人施設の犬の騒音について申し入れており、その全てが申請人側の作為による申告であるとは考えにくい。また、本件測定における録音において鳴いている犬は1頭であることが多く、その1頭だけが反応した理由は明らかではないし、申請人aは本件測定の際に眠ることができたというのであり(申請人a本人)、本件測定結果は申請人らにとって必ずしも有利なものでは

なかったのであるから、本件測定において申請人ら側が何らかの作為を したとは考えにくい(なお、被申請人代表者は、申請人らが本件建物の 敷地内を歩いていたとしても被申請人施設の犬が気配を感じ取って反応 することがある旨供述しているが、そのような気配のために犬が鳴くこ とをもって申請人ら側による意図的な作為があったということはできな いし、そのような警戒のための鳴き声による騒音について被申請人が責 任を免れるものではない。)。したがって、被申請人の上記主張は理由 がない。

そして、被申請人が平成27年2月12日午前零時ころから同日午前7時40分ころまで本件建物敷地と被申請人施設との敷地境界線付近の音を録音した結果、犬の鳴き声による騒音はなく(前記認定事実(4))、また、平成27年2月13日に被申請人施設の犬舎内において犬を故意に吠えさせ、本件建物敷地と被申請人施設との敷地境界線付近の音とともに録画しており、その際の被申請人施設の犬の鳴き声は、犬舎の戸を開けた状態で聞こえる程度であり、犬舎の戸を閉めた状態では犬の鳴き声が籠もって聞こえる程度だったと認められる(前記認定事実(4))。しかし、被申請人施設における犬の頭数や設備等が同じ条件であったかどうかは不明であるし、本件測定において録音された犬に対する女性のかけ声(甲18)について、これが被申請人施設のスタッフ等の声であることを明確に否定する被申請人代表者の供述等もないから、本件測定において録音された犬の鳴き声の多くが被申請人施設の犬の鳴き声であることを否定するには至らない。

さらに、被申請人は、本件測定には近隣の犬の鳴き声も含まれている 旨主張する。この点、倉片憲治専門委員は、本件測定の際、長時間にわ たって鳴き続けたと思われる犬の鳴き声について、周波数特性の比較か ら、被申請人提出の乙10号証の7(大舎の扉を閉めた状態で被申請人 施設の犬舎裏において音声とともに録画したもの)の鳴き声と言える旨意見を述べた上で,近隣の犬の鳴き声が全く混ざっていなかったとは断定できないが,本件測定において録音された犬の鳴き声の多くは被申請人施設からのものであると結論づけるのが妥当である旨の意見書を提出しており,上記専門委員の意見部分について信用性を疑うに足りる具体的な事情はない(なお被申請人施設近隣の犬の鳴き声(乙10の10)の音圧減衰周波数特性と本件測定において録音された犬の鳴き声との音圧減衰周波数特性とを比較することは技術的に困難である。)。

以上検討したところによれば、本件測定において、近隣の犬の鳴き声が全く混入していなかったとは断定できないが、録音された犬の鳴き声の多くは被申請人施設からのものであると認めるのが相当である。

(オ) 以上によれば、平成25年1月8日午後4時から同月9日午後2時3 9分ころまでの本件敷地境界線付近の音の変動は、それぞれ、別紙のと おりであると認められる。

そして、夜間などに被申請人施設の1頭又は2頭の犬が鳴いた場合の本件敷地境界線付近の最大騒音レベルはおよそ52dBから55dB程度(連続して測定した0.1秒毎の等価騒音レベルを用いて、1分間のエネルギー平均をして評価した等価騒音レベル L Aeq、1minは47dBから48dB程度)であり、被申請人施設の多数の犬が同時に鳴いた場合の本件敷地境界線付近の最大騒音レベルは60dBから70dBを超える程度(同状況にある同日午前6時33分の等価騒音レベル L Aeq、1minは56.6dB)である。また、午前9時ころから午後8時ころまでは被申請人施設からの騒音を測定した地点の暗騒音は40dB前後であり、最大騒音レベルは60dB前後が多く時折70dBを超える騒音があると認められる。

なお, 甲18号証をもとに等価騒音レベルを測定すると, 平成25年

1月8日午後4時から同日午後10時までは L Aeq, 6h44.5dB, 同日午後10時から翌9日午前6時までは L Aeq, 8h41.2dB, 同日午前6時から同日午後2時39分までは L Aeq, 8h39min50.7dBである(乙5)。

イ 甲30号証について

被申請人施設からの犬の鳴き声を録音したものとして甲30号証が提出されているが、録音場所等の録音条件が明らかでないから採用できない(なお、申請人らの主張によれば、甲30号証により録音された犬の鳴き声の最大騒音レベルはおおむね本件測定と同程度であり、録音場所が本件建物の外側又は内部の窓付近であれば、本件測定における犬の鳴き声の大きさと矛盾するものではない。)。

ウ 本件建物による防音について

住居等の建物の平均的な防音性能は、窓を開けた場合で10dB程度、窓を閉めた場合で25dB程度である(職2)。そして、本件建物が平均を下回る防音性能であることを裏付ける具体的な証拠はないから、本件建物の防音性能は上記の平均的なものと認めるのが相当である。そうすると、本件敷地境界線付近の音は、本件建物内においては窓を開けた状態で上記の各数値から10dB程度減衰し、窓を閉めた状態で上記の各数値から25dB程度減衰するものと認められる。

エ 以上のとおり、平成25年10月までの被申請人施設からの騒音の大きさを裏付ける的確な証拠は本件測定に係る証拠(甲9、甲10、甲18、甲20、甲21、甲24)以外にないから、被申請人施設からの騒音の大きさについては、本件測定結果を参照するのが相当である。

(3) 小括

したがって、被申請人施設からの騒音の内容・程度は、遅くとも平成21 年8月ころ以降、午前5時ころから午前8時ころには多数の犬が断続的に鳴 くことがあり、日中は犬の訓練等が行われ、犬の鳴き声や犬に対するかけ声 等が聞こえることが多く、夜間に犬が鳴くこともあるというものであり、そ の大きさは、次の程度と認められる。

ア 本件敷地境界線付近の騒音の程度

別紙のとおりである(ただし、使用した騒音計に内蔵している電気式校正信号を用いて校正した後、ピストンホンの校正音圧を測定した結果、音圧レベルが 0.2 dB高く表示された。ピストンホンの誤差はプラス 0.5 dBからマイナス 0.5 dBの誤差があるから、プラス 0.3 dBからマイナス 0.7 dBの誤差があり得る。)。

イ 本件建物内の騒音の程度

本件建物内の騒音の程度は、上記本件敷地境界線付近の騒音の程度から、 それぞれ、窓を開けた状態で10dB程度、窓を閉めた状態で25dB程度減 衰した程度のものと認められる。

3 被申請人施設からの騒音と申請人 a の健康被害との間の因果関係の有無について

上記2のとおり、遅くとも平成21年8月ころ以降、被申請人施設から、午前5時ころから午前8時ころには多数の犬が断続的に鳴くことがあり、日中は犬の訓練等が行われ、犬の鳴き声や犬に対するかけ声等が聞こえることが多く、夜間に犬が鳴くこともあり、そのため、申請人aは、睡眠から目を覚まし、そのまま朝まで眠ることができないことがあったと認められる。そして、申請人aは、平成23年8月11日、神奈川県動物保護センターに対し、夜、被申請人施設の犬の鳴き声がうるさく、眠っていても起きてしまい、その後眠れなくなる、犬は一度鳴き出すと止まらなくなる、今年は夏に4回ほどあった旨申告しているほか、医師に対しても、被申請人代表者とのやりとりや、犬の声が聞こえるとイライラする等申告している。

さらに、夜間から早朝にかけて、被申請人施設の犬が1頭又は2頭が鳴いた

り、多数の犬が断続的に鳴くことがある上、本件建物の窓を開けた状態の最大騒音レベルがおよそ42dBから60dB程度であり、本件建物の窓を閉めた状態であっても多数の犬が断続的に鳴いた場合の最大騒音レベルが35dBから45dB程度となり、睡眠に影響を及ぼす可能性があることは否定できない(甲35、甲37)。

以上を考慮すると、申請人 a は、被申請人施設からの騒音により、不安、不眠、食欲低下を訴え、平成 2 4年7月18日に適応障害と診断されたと認められ、被申請人施設からの騒音以外の事情により申請人 a に過剰な心理的ストレスが生じたとはうかがわれないから、被申請人施設からの騒音と申請人 a の健康被害との間には因果関係があると認められる。

- 4 申請人らの受けた被害は社会生活上受忍すべき限度を超えているかについて
 (1) 施設等の操業に伴う騒音による被害が、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、①侵害行為の態様、侵害の程度、②被侵害利益の性質と内容、③当該施設等の所在地の地域環境、④侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである(最高裁平成6年3月24日第一小法廷判決・裁判集民事172号99頁参照)。
 - (2) 検討

ア ①侵害行為の態様、侵害の程度

被申請人施設からの騒音の内容及び程度は,前記 2(3)のとおり,遅くとも平成 2 1 年 8 月ころ以降,午前 5 時ころから午前 8 時ころには多数の犬が鳴くことがあり,日中は犬の訓練等が行われ,犬の鳴き声や犬に対するかけ声等が聞こえることが多く,夜間に犬が鳴くこともあるというものであり,夜間に犬が鳴いた場合,被申請人施設の 1 頭又は 2 頭の犬が鳴いた

場合の本件敷地境界線付近の最大騒音レベルはおよそ52dBから55dB程度(等価騒音レベル $L_{Aeq,1min}$ は47dBから48dB程度)であり,被申請人施設の多数の犬が同時に鳴いた場合の本件敷地境界線付近の最大騒音レベルは60dBから70dBを超える程度(同状況にある同日午前6時33分の等価騒音レベル $L_{Aeq,1min}$ は56.6dB)である。また,午前9時ころから午後8時ころまでは本件敷地境界線付近の暗騒音が40dB前後であり,最大騒音レベルは60dB前後が多く時折70dBを超える騒音がある。

そして、本件建物内の騒音の程度は、窓を閉めて生活することが予想される10月ころから5月ころにかけては、本件建物の防音性能を考慮すれば、上記本件敷地境界線付近の数値からおよそ25dB減衰するから、上記期間については本件規制基準を超えるとは認められない。もっとも、被申請人施設の多数の犬が同時に鳴いた場合の最大騒音レベルは、窓を閉めた状態であっても睡眠に影響が認められるとされる40dBを単発的に超えていた可能性がある(甲35)。

また、その他の期間についても、本件建物の防音性能を考慮すれば、窓を開けて生活した場合には、上記本件敷地境界線付近の数値からおよそ10dB減衰するから、午前9時ころから午後8時ころまでは被申請人施設以外の騒音を含めても最大騒音レベルでは50dB前後となり、時折60dBを超える程度となることもある。そして、午後8時ころから午前9時ころまでは、被申請人施設の1頭又は2頭の犬が鳴いた場合であっても最大騒音レベルはおよそ10dB程度減衰した42dBから45dB程度となり、本件規制基準を下回るか又は本件規制基準と同程度である。さらに、被申請人施設の多数の犬が同時に鳴いた場合の騒音は、およそ10dB減衰しても最大騒音レベルで50dBから60dB程度(等価騒音レベル L Aeq、1minは46.6dB)であり、最大騒音レベルは午後6時から午後11時まで及び午

前6時から午前8時まで並びに午後11時から午前6時までの本件規制基準を超えていた可能性がある。

したがって、本件建物の窓を開けた状態であれば、午後11時から午前8時ころにかけて、被申請人施設からの騒音は相当なものであったといえる。

イ ②被侵害利益の性質と内容

申請人 a は,前記アの騒音により,一定の睡眠の妨害,本件建物における仕事上の作業の支障,窓を開けられないことによる不快等が生じ,これらによる精神的苦痛を受けるとともに,前記3のとおり,適応障害という健康被害に至っている。

他方、申請人 b は、難聴のため被申請人施設の犬の鳴き声が気になることはなく、被申請人施設からの騒音により夏場などに窓を開けて生活できないことによる不快といった被害があるにとどまる。

ウ ③当該施設等の所在地の地域環境

近隣に犬を飼っている家もあるが,生活環境としては比較的静かである。 また,神奈川県生活環境の保全等に関する条例による本件建物及び被申請 人施設の所在地域の騒音の規制基準(本件規制基準)は,前記認定事実(6) のとおりである。

エ ④侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況,その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容,効果等

申請人らは、被申請人施設が開校される前から本件建物に居住しており、被申請人施設の開校を前提に本件建物に居住していたという関係にはない。

また、被申請人は、預かった犬が鳴かないようにするためにすばやく職員が引き取ったり、防音対策もしているほか、平成25年4月ころ以降申請人らの対処を求める書面に対しても一定の対応をしている。しかし、前

記2のとおり、根本的な騒音の防止には至っていない。

(3) 以上認定説示したところによれば、被申請人施設からの騒音による申請人 aの被害は、一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものと認められる。他 方、申請人bは、難聴のため補聴器を使用していたが、被申請人施設からの 騒音により申請人aと同じような健康被害を被っているわけではなく、せい ぜい夏場などに窓を開けて生活できないことによる不快といった程度の被害 を被っているにすぎないから、上記騒音により受忍限度を超える被害を被っ ているとはいえない。

5 不法行為の成否について

申請人 a は、平成16年ころから被申請人代表者に対し、犬の鳴き声がうるさいとの苦情を申し入れ、平成24年7月、被申請人代表者に対し電話で犬の鳴き声に対する対処を依頼している上、申請人 a からの苦情申入れを受けた神奈川県動物保護センターは、平成22年9月及び平成24年7月、被申請人施設を調査し、被申請人に対し、犬の鳴き声が外部にもれないよう万全を配することや、苦情者の要望を即座に確認することを指導したほか、近隣住民から犬の鳴き声や人の声による苦情があることを伝え、近隣に迷惑がかからないよう留意することを指導したこと(前記認定事実(2)ウ、オ、コ、サ)等の事実関係に加え、前記のとおり、本件測定において録音された犬の鳴き声が被申請人施設から発せられたものではないなどの被申請人の主張が採用できないことからすれば、被申請人において、被申請人施設からの犬の鳴き声等により申請人 a に騒音被害が発生していることを容易に認識することができたものといえるから、被申請人には申請人 a に対する騒音被害の発生について、少なくとも過失があることは明らかである。

そうすると、被申請人施設からの騒音による申請人 a の被害について不法行 為が成立するというべきである。

他方、申請人bは、上記のとおり、被申請人施設からの騒音により受忍限度

を超える被害を被っているわけではないから、不法行為は成立しない。

- 6 申請人らの損害について
 - 申請人bの損害について

ア 被申請人施設の存在による不動産価格下落分について

申請人 b は、同人所有に係る本件建物及びその敷地について不動産の査定を依頼したところ、本件建物及びその敷地の価格が被申請人施設の存在により215万円下落するとの査定を受けている旨主張し、k 株式会社作成の査定書(甲11)を提出する。

上記査定書によれば、間口が狭いこと及び隣地に犬の訓練施設があることが価格に影響を与えており、隣地が与える具体的なマイナス金額としては215万円であるとされている。しかし、嫌悪施設であることからマイナス10ポイントとする具体的な理由は明らかではない上、被申請人施設の存在自体による価格の下落を超えて、被申請人施設からの騒音により本件建物及びその敷地の価格が下落していることを裏付けるに足りる的確な証拠はない。

したがって、被申請人施設の存在により本件建物及びその敷地の価格が 2 1 5 万円分下落しているとの申請人 b の主張は理由がない。

イ 避難のために取得したマンションの取得額と売却額との差額について申請人らは、被申請人施設による騒音から避難するため、cのマンションを購入したものの、申請人bの母親の介護のため、これを手放さざるを得ず、そのマンションの取得額(3420万円)と売却額(3150万円)の差額が270万円であり、申請人らがその2分の1ずつ費用を負担した旨主張する。

しかしながら、申請人 a が適応障害の診断を受けているとしても、申請 人らにおいて、エアコンなどの冷房器具を設置する等の措置を採ることに より夏の時期などにも窓を閉め切った状態にして被申請人施設からの騒音 被害を回避・軽減するなどして本件建物から転居することなく生活する余地がなかったとまではいえないから、マンション購入や転居の必要性には疑問があるし、申請人らが購入した上記マンションを保有することなく売却処分したのは、上記のとおり申請人bの母親の介護のためであるというのであるから、上記マンションの売却処分は被申請人の不法行為と因果関係があるとは認められない。したがって、上記マンションの取得額と売却額との差額は被申請人の不法行為と相当因果関係のある損害であるとは認めることができない。

ウ 上記マンションの取得・売却に関する諸費用について

申請人らは、上記マンションの取得・売却に関する費用として、仲介手数料105万5200円及び修繕積立基金等43万5600円を2分の1ずつ負担した旨主張する。

上記仲介手数料105万5200円は上記マンションの売却の際の仲介 手数料であると認められるところ(甲13),前記のとおり,申請人らが 上記マンションを売却処分したのは申請人bの母親を介護するためであっ て,被申請人の不法行為と因果関係があるとは認められないから,上記マ ンションの売却の際の仲介手数料の支払という財産損害は被申請人の不法 行為と相当因果関係のある損害であるとは認めることができない。

また、上記修繕積立基金等43万5600円はマンションの取得に伴って発生するものであるとしても、前記のとおり、マンション購入や転居の必要性に疑問がある以上、被申請人の不法行為と相当因果関係のある損害であるとは認めることができない。

エ 慰謝料について

申請人 b は、生涯居住するつもりで本件建物及びその敷地を取得し、家族とともに30年以上の長きにわたり生活の本拠地として暮らしてきたが、被申請人施設からの騒音により、配偶者である申請人 a が適応障害と

なり、その回復のため、マンションを取得し手放したり、最終的には肩書 住所地に転居を余儀なくされた面がある旨主張する。

しかし、申請人 a が適応障害の診断を受けているとしても、前記のとおり、申請人らにおいて、エアコンなどの冷房器具を設置する等の措置を採ることにより夏の時期にも窓を閉め切った状態にして被申請人施設からの騒音被害を回避・軽減するなどして本件建物から転居することなく生活する余地がなかったとまではいえないから、マンション購入や転居の必要性には疑問がある。したがって、申請人 a の健康被害の回復のためにマンションを取得し手放したことや肩書住所地に転居したとの事情があったとしても金銭の支払をもって慰謝しなければならない事情とまではいえない。

オ 弁護士費用について

上記のとおり、申請人bの損害賠償請求は理由がないから、弁護士費用 を損害として認めることはできない。

カ 以上によれば、申請人bの損害賠償請求は全て理由がない。

(2) 申請人aの損害について

- ア 避難のために取得したマンションの取得額と売却額との差額について 上記(1)イと同じである。
- イ 上記マンションの取得・売却に関する諸費用について 上記(1)ウと同じである。

ウ 転居先の立退料について

申請人らは、肩書住所地所在の申請人 a の実家に移ることにしたが、その実家は第三者に賃貸しており、申請人 a は第三者に対する立退料として48万円を負担したと認められる(甲15、甲16、甲17)。

しかし、申請人らにおいて、エアコンなどの冷房器具を設置する等の措置を採ることにより夏の時期にも窓を閉め切った状態にして被申請人施設からの騒音被害を回避・軽減するなどして本件建物から転居することなく

生活する余地がなかったとまではいえないから、転居するまでの必要性があったとは認められない。したがって、申請人 a が負担した上記立退料は被申請人の不法行為と相当因果関係のある損害であるとは認めることができない。

エ 慰謝料について

被申請人施設からの騒音は、午前5時ころから午前8時ころには多数の 犬が鳴き、日中は犬の訓練等が行われ、犬の鳴き声や犬に対するかけ声等 が聞こえることが多く, 夜間に犬が鳴くこともあり, そのため, 申請人 a は睡眠から目を覚まし、そのまま朝まで眠ることができないことがあると いうものであり、前記のとおり、受忍限度を超えるほか、被申請人施設か らの騒音により申請人 a は健康被害を被っている。また、犬の鳴き声によ り睡眠できないといった被申請人施設からの騒音の被害は遅くとも平成2 1年8月ころからであり、申請人aは、平成21年8月ころから肩書住所 地に転居した平成25年10月まで(ただし,そのうちcのマンションに 転居した平成23年10月から当該マンションより本件建物に戻った平成 25年3月まではおおむね2週間間隔の割合で本件建物において生活), 比較的長期間にわたって被申請人施設からの騒音被害を被っていた(もっ とも、毎年10月から翌年2月ころは本件建物の窓を閉めることができた ので犬の鳴き声による辛さを余り感じなかったこと(前記認定事実(2)タ) からすれば、申請人 a が被申請人施設からの騒音被害を被っていたのは、 一年中というわけではなく、その多くは窓を開けた状態で生活していた時 期であって,前記認定のとおり,現に申請人aが神奈川県動物保護センタ 一に対し被申請人施設からの犬の鳴き声がうるさいなどと苦情を申し入れ たのはいずれも夏の時期である。)。

他方,少なくとも10月ころから5月ころにかけての期間は本件建物の窓を閉めることにより被申請人施設からの騒音は約25dB程度減衰すると

考えられ、しかも睡眠に影響を及ぼす騒音といえるのは午前5時ころから午前8時ころに多数の犬が鳴くような場合に限られること、申請人らは少なくとも平成22年8月24日までは夏などには寝苦しさを避けるため夜間窓を開けた状態で睡眠するようなこともあったこと、夏場に窓を閉め切った場合の暑さや寝苦しさ等の不快についてはエアコンなどの冷房器具の設置等により回避することができたにもかかわらず、申請人らは、扇風機を利用するのみで冷房器具を設置することなく生活していたこと、上記のとおり、平成23年10月から平成25年3月までの間、申請人aが本件建物に居住していたのはおおむね2週間間隔であったこと、その他被申請人は、申請人aから騒音の苦情申入れを受けたほか、神奈川県動物保護センターから二度にわたり犬の鳴き声が外部にもれないよう万全を配し、近隣に迷惑が掛からないよう留意することを指導されたにもかかわらず、苦情を言うのは申請人らだけであるなどとして、効果的な騒音対策を講じなかったこと等の事情も考慮すれば、被申請人の不法行為により申請人aが被った精神的苦痛に対する慰謝料は、40万円と認めるのが相当である。

オ 弁護士費用について

上記慰謝料額の1割に相当する4万円を被申請人の不法行為と相当因果 関係のある弁護士費用相当の損害として認めるのが相当である。

カ 以上によれば、申請人aの損害額は合計44万円である。

7 結論

以上によれば、申請人 a の本件裁定申請は、被申請人に対し、金44万円の 支払を求める限度で理由があるからその限度でこれを認容し、その余の裁定申 請及び申請人 b の本件裁定申請はいずれも理由がないから棄却することとし、 主文のとおり裁定する。

平成28年6月28日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 山 﨑 勉

裁定委員 柴山秀雄

裁定委員 吉村英子

(別紙省略)